

内閣府

○文部科学省告示第一号  
厚生労働省

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）  
第三条第二項及び第四項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に關する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施

内閣府

設の設備及び運営に関する基準（平成二十六年文部科学省告示第二号）の一部を次のように改正し、平成三  
厚生労働省

十一年四月一日から適用する。

平成三十一年三月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

文部科学大臣 柴山 昌彦

厚生労働大臣 根本 匠

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の

傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">第一 趣旨</p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）は、幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、幼稚園及び保育所等のうち、就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する機能を備える施設を認定こども園として認定する仕組みを設けるものである。</p> <p>この幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）については、地域の実情に応じた選択が可能となるよう、次に掲げる類型を認めるものである。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>このように多様な類型の認定こども園を認めると同時に、いずれの類型の認定こども園においても、子どもの健やかな育ちを中心に置き、認定こども園に求められる機能の質を確保する必要がある。このため、法においては、認定こども園の認定の基準について、主務大臣が定める基準を参酌して都道府県（指定都市等所在施設である幼稚園若しくは保育所等又は連携施設については、当該指定都市等）の条例で定めることとしたものである。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">第一 趣旨</p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）は、幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、幼稚園及び保育所等のうち、就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する機能を備える施設を認定こども園として認定する仕組みを設けるものである。</p> <p>この幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）については、地域の実情に応じた選択が可能となるよう、次に掲げる類型を認めるものである。</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>このように多様な類型の認定こども園を認めると同時に、いずれの類型の認定こども園においても、子どもの健やかな育ちを中心に置き、認定こども園に求められる機能の質を確保する必要がある。このため、法においては、認定こども園の認定の基準について、主務大臣が定める基準を参酌して都道府県（指定都市所在施設である幼稚園若しくは保育所等又は連携施設については、当該指定都市）の条例で定めることとしたものである。</p> <p>なお、都道府県においてこの認定こども園の認定基準を定めるに際しては、保育行政において指定都市及び中核市が果たしている役割に鑑み、その意向に配慮すべきである。</p>

備考 「」の記載は注記である。